

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

[illegible]

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 施策大目標5 施策目標1	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	政策の達成目標	健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間	
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。	
	政策目標の達成状況	中小零細のクリーニング営業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資（テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）が行われている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用見込み】（全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ） ○テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 （課税対象設置台数）（課税対象額） 平成27年度8242,290百万円 平成28年度8462,212百万円 ○フッ素系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 （課税対象設置台数）（課税対象額） 平成27年度1101,389百万円 平成28年度1321,555百万円 ○合計 （課税対象設置台数）（課税対象額） 平成27年度1,0463,679百万円 平成28年度9783,767百万円	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等に資する設備投資（テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちであることから、引き続き、本税制措置を講ずることに有効性はある。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	取得価額が300万円以上の、①テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機、②フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機の取得価額の8%の特別償却制度。	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	－	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－	
	要望の措置の妥当性	クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資（テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング	

		機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。 したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の 取得を促進することに妥当性はある。
	ページ	22-2

税負担軽減措置等の適用実績	【適用見込み】（全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ） ○テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 （課税対象設置台数） （課税対象額） 平成 26 年度 8 0 2 2, 3 6 2 百万円 ○フッ素系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 （課税対象設置台数） （課税対象額） 平成 26 年度 8 8 1, 1 9 3 百万円 ○合計 （課税対象設置台数） （課税対象額） 平成 26 年度 8 9 0 3, 5 5 5 百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 —
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	健康被害及び環境汚染の防止の観点からは、人体に有害なテトラクロロエチレンや 1, 1, 1, 3, 3-ペントフルオロブタンの排出の抑制を図る必要があり、活性炭吸着回収装置に対する取得需要は底堅い。
前回要望時の達成目標	活性炭吸着式処理装置等導入の促進
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 9 年度 創設 平成 10, 12, 14 年度 延長 平成 16 年度 延長（活性炭吸着式処理装置の特例措置が「6 分の 1 に減額」から「3 分の 1 に減額」に変更） 平成 18 年度 延長（地下水浄化施設の特例措置が「3 分の 1 に減額」から「2 分の 1 に減額」に変更） 平成 20 年度 延長 平成 22 年度 延長（地下水浄化施設の特例措置は廃止） 平成 24 年度 延長（活性炭吸着式処理装置の特例措置が「3 分の 1 に減額」から「2 分の 1 に減額」に変更） 平成 26 年度 延長（わがまち特例の導入）
ページ	22-3